

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富岡市長 榎本 義法

市町村名 (市町村コード)	富岡市 (10210)
地域名 (地域内農業集落名)	高田・妙義地区 (妙義町上高田(山下・十二・川端)、妙義町下高田(本村・明戸新光寺・虻田千福寺・久原・三ツ屋)、妙義町八木連(八木・大久保)、妙義町妙義(妙義町妙義)、妙義町岳(大牛の一部・諸戸の一部)、妙義町大牛(大牛の一部)、妙義町中里(妙義町中里)、妙義町古立(妙義町木立)、妙義町行沢(行沢・日向)、妙義町諸戸(諸戸の一部)、妙義町菅原(尾崎・寺山打越・宿・城上)、妙義町北山(妙義町北山))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高田・妙義地区は、中山間地に位置しており、有害鳥獣被害の問題が深刻化している。また、基盤整備した優良農地が耕作放棄地となっている農地もあり、地域によっては、水源の確保が難しく、水不足も問題となっている。さらに、農業者が少なく、後継者もほとんどいないため、今後は、耕作放棄地が増加する見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域ぐるみで有害鳥獣対策を実施し、被害防止を実施し、利用可能な農地については、担い手へ集積し、規模拡大を支援する。また、農地の特徴を活かして、コンニャクや下仁田ネギを栽培する集落や、ニラやゴボウなど野菜を栽培する集落、水稲や飼料用稲を中心にした集落など、生産品目の明確化を図り地域全体で取組農家をサポートする。新規で就農する場合の作物は、初期投資が比較的少なくても参入できるナスやネギ、ニラ、レタス等の露地栽培を中心に行っていく。また、近年は新規就農者を中心にイチゴを取り入れた施設園芸農業の取り組みも進められている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	217 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

基盤整備が成された形状の良い農地で、空いている農地は意欲のある農業者に積極的に集積・集約する。さらに、使われていないハウス等の施設についても、利用を希望する農業者に対しては積極的に貸し出す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後も高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、離農する際は農地中間管理事業を活用することで、地区内の担い手へ農地を集積していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在のところ本地区において新たな基盤整備事業の予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者に対しては、市、富岡地区農業指導センター、甘楽富岡農業協同組合等の各機関が連携して経営安定を支援するとともに、地域全体で見守ることにより、就農研修先や農地の確保、住居探しなど経営の定着を確実なものにする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

本地区で実質的な農作業を受託する農業サービス事業者は存在しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害の大きい集落を中心に、柵やネット、罾などの設置と猟友会の活動などを合わせて、被害の防止と営農意欲低下の防止を図っていく。②一部の農地では、有機農業にも取り組む。